

2025（令和 7）年 7 月 7 日
淡 路 交 通 株 式 会 社

一般在来線における上限運賃変更の認可申請について

淡路交通株式会社（本社：兵庫県洲本市、代表取締役社長：加藤 友彦）では、令和 7 年 7 月 4 日（金）、国土交通省近畿運輸局に一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請を行いました。申請理由および運賃改定の概要は下記のとおりです。

記

1. 申請理由

弊社の一般在来線については、消費税率引き上げに伴う転嫁を除き、平成 9 年 1 月の改定以降、運賃改定を実施することなく事業を継続してまいりました。

以来、明石架橋開通による人流、物流の劇的変化、少子高齢化の更なる進行、デフレ経済やコロナ禍による社会生活の沈滞、直近の燃油及び物価高騰など、乗合バス事業の経営環境が悪化してしまっていることから、現在の経済状況に即した運賃改定は今後の安定した運行継続に必要と判断いたしましたので、今般、上限運賃の改定を申請するに至りました。ご利用のお客様には何卒ご理解賜われますようお願い申し上げます。

2. 運賃改定の概要

（1）申請日

令和 7 年 7 月 4 日

（2）運賃改定実施日

令和 7 年 10 月 1 日（予定）

（3）申請対象路線

一般在来線のうち「淡路－徳島線」および「舞子－福良線」

※「淡路－徳島線」の徳島県内停留所間および「舞子－福良線」の高速舞子起終点区間、また「縦貫線」など協議運賃設定路線の運賃は据え置きます。

（4）上限運賃の平均改定率

32.53%

（5）実施運賃の平均改定率

16.40%

※実施運賃…国土交通省から認可が得られた上限運賃の範囲内において、改定率を抑制するために設定した運賃額であり、実際にお客様から収受する運賃額です。

(6) 運賃比較表

対キロ区間制	現行	申請上限運賃	実施運賃（予定）
初乗り運賃	160 円	200 円	200 円
基準賃率	41.50 円	55.00 円	----

(7) 定期旅客運賃の遠距離通減の変更

〔通勤定期〕

現行	改定後
基準運賃 570 円以下 3.5 割引 580 円以上は基準運賃が 10 円増す毎に 上記算出額に 5.5 割引した額を加算	基準運賃 720 円以下 3.5 割引 730 円以上は基準運賃が 10 円増す毎に 上記算出額に 5.5 割引した額を加算

〔通学定期〕

現行	改定後
基準運賃 640 円以下 4.0 割引 650 円以上は基準運賃が 10 円増す毎に 上記算出額に 8.0 割引した額を加算	基準運賃 800 円以下 4.0 割引 810 円以上は基準運賃が 10 円増す毎に 上記算出額に 8.0 割引した額を加算

※高速乗合バスにおいても「舞子－福良線」の定期運賃に同調またはこれを算出基礎とする区間では定期運賃が改定となります。

(8) 主要区間の運賃

区間	現行	改定後	差異
洲本 BC～徳島駅前	1,690 円	2,120 円	+ 430 円
洲本 BC～大塚国際美術館前	1,260 円	1,510 円	+ 250 円
西淡志知～高速鳴門	890 円	1,110 円	+ 220 円
洲本 IC～津名一宮 IC	580 円	700 円	+ 120 円
洲本 IC～東浦 IC	1,160 円	1,400 円	+ 240 円
陸の港西淡～洲本 IC	540 円	660 円	+ 120 円
福良～淡路高校前	1,500 円	1,790 円	+ 290 円
榎列～淡路高校前	1,230 円	1,510 円	+ 280 円
洲本 IC～淡路高校前	1,020 円	1,260 円	+ 240 円

以 上

【お問合せ先】 淡路交通株式会社 バス事業部

☎0799-22-3121（平日 8：30～17：30）

<https://www.awaji-kotsu.co.jp/>